

委託契約に係る企画提案実施要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、「ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業」として、日本人及び外国人観光客の属性、宿泊状況、周遊状況等を調査・分析し、観光消費額の拡大を図る上での現状・課題を把握し、各種観光施策に反映することを目的とし、併せて、調査結果を県内の観光関係従事者と共有することで、各市町村及び観光関連施設の事業支援を行うものです。

2 募集対象事業

(1) 名称

ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業

(2) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

※提案できない項目は、明記し代替案があれば提案を示すこと。

(3) 予算規模

委託料の上限は、5,400 千円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みません。（提案者の負担とします）
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりをお願いします。

3 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

4 応募資格

提案書を提出する者の要件は、次の条件のすべてを満たしていること。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

5 スケジュール

平成 30 年 9 月 7 日（金） 受託業者募集開始

9月13日(木)	参加申込書の提出期限
9月13日(木)	質疑の提出期限
9月18日(火)	質疑の回答期限
9月27日(木)	企画提案書の提出期限
10月上旬	審査結果通知(予定)

6 参加申込書の提出方法、提出期限

(1) 提出方法

本公募への参加を希望する者は、別紙(様式1)参加申込書を、下記15の(公財)群馬県観光物産国際協会(以下「県観光物産国際協会」)へ提出してください。

(2) 提出期限

平成30年9月13日(木)17:00まで

7 提案書等の提出方法、提出期限

(1) 提出方法

上記6の参加申込書を提出の上、次に掲げる書類を作成し、下記15の県観光物産国際協会へ提出してください。

	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案応募書	様式2	2部
2	企画提案書	任意様式	5部
3	見積書	任意様式	5部
4	提案者に関する調書	様式3	2部
5	業務スケジュール表	任意様式	5部
6	直近の事業年度の事業報告書及び決算書	—	2部
7	会社案内のパンフレット等	—	2部

※2・3・5については、5部のうち、3部を無記名のもの(社名を隠したもの)とすること。

※3見積書の内訳は各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

(2) 提出期限

平成30年9月27日(木)17:00まで

8 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

事業者から提出された提案書等による書面審査により、事業者を決定する「公募型プロポーザル方式」とし、県観光物産国際協会において審査を行います。

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選考します。

項目	審査基準
業務実施能力	業務を確実に遂行する能力・執行体制は整っているか。
	類似の業務経験、実績及び業務に関する専門知識、知見を有しているか。
企画提案内容	企画提案の内容は本業務の目的に適したもののか。
	収集するデータ、調査項目及び分析方法の考え方・視点は、今後の観光施策の企画・立案に資するもののか。
	調査結果、分析の報告書の様式とイメージが明確かつ適当か。
	研修の内容は明確かつ適当か。
経費妥当	業務に関する経費の見積は本業務を実施するにあたり適当か。

9 審査項目

- ・業務実施における運営体制
- ・提案者の実務実績
- ・仕様書で定める調査、分析等の実施に係る具体的な方法、計画・スケジュール
- ・仕様書で定める追加提案項目
- ・調査、分析結果の報告書の様式とイメージ
- ・研修の内容
- ・経費の妥当性

10 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とします。

- (1) プロポーザルに参加する資格が認められない者が行ったもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出書類について、氏名、金額その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- (4) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者が行ったもの

11 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 提出された提案書等は返却しません。
- (2) プロポーザル参加に要した費用は全て提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明の目的で、その写しを作成し使用することができるものとします。

(4) 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。

(5) (4)により公表する場合、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとします。

12 選考結果と契約の締結

(1) 選考結果は、全ての提案者に対して文書にてお知らせします。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

(2) 委託契約の締結にあたっては、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な業務内容、契約内容及び委託金額は県観光物産国際協会との協議により決定します。

13 質疑について

企画提案書の作成にあたり疑義がある場合は質問を受け付けます。質問様式（別紙様式4）により、FAX又はEメールのいずれかで提出してください。

なお、回答は質問者へ、平成30年9月18日（火）までに行います。

※原則として、電話での質疑は受け付けません。

※件名を「ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業業務委託質問事項」として
ください。

14 提出後の辞退について

参加申込書、提案書の提出後に辞退する場合は、書面にて速やかに連絡をお願いします。

15 提出先及び問い合わせ先

〒371-0026 群馬県前橋市大手町 2-1-1 群馬会館 3 階

公益財団法人 群馬県観光物産国際協会 観光地域づくり担当（担当：奈良）

TEL：027-243-7273

FAX：027-243-7275

mail：gtia@gtia.jp

※E-mail の場合は、件名を「ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業」として
ください。

「ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

ビッグデータに基づく群馬県観光客動態調査事業

2 委託期間

委託契約日から平成31年3月29日まで

3 委託業務の目的

近年、日本人観光客の旅行形態が団体旅行から個人旅行へ変化し、また外国人観光客の増加から、観光客の動きも複雑化しており、観光施策を立案、展開していくためには、ビッグデータを活用した観光客の旅行動態について調査・分析が不可欠である。

本事業は、日本人及び外国人観光客の属性、宿泊状況、周遊状況等を調査・分析し、観光消費額の拡大を図る上での現状・課題を把握し、各種観光施策に反映することを目的とする。

併せて、調査結果を県内の観光関係従事者と共有することで、各市町村及び観光関連施設の事業支援を行う。

4 委託業務の内容

(1) 日本人観光客動態調査

携帯電話の位置情報等を活用し、以下のア～エに基づき、観光客の動態調査を実施すること。

ア 調査地点

本県の主たる観光スポットを含む10～30箇所とする。

イ 調査内容

観光スポットを複数設定した上で、観光スポット、観光スポット間の周遊状況を調査し、滞在時間延長施策、周遊ルートの作成など、上記3の業務目的の達成に資する調査、分析をすること。

※県内市町村への観光客動態の基礎資料（属性分析、発地分析、交通手段分析、旅程分析、宿泊地分析、滞在時間分析等）の提供を目的に、各観光スポットの調査、分析を行うこと。

ウ 調査項目詳細

① 属性分析（性年代構成等）

- ② 発地分析（どこから、どのような人が、どれくらい訪れているか等）
- ③ 流入経路分析（県外客がどの経路で群馬県に流入しているか等）
- ④ 旅程分析（日帰りか宿泊か、何泊か等）
- ⑤ 宿泊地分析（どこに宿泊しているか等）
- ⑥ 滞在時間分析（どこに、どれくらいの時間滞在しているか等）
- ⑦ 時間帯別流入出分析（どの時間帯に流入、流出しているか等）
- ⑧ 周遊分析（どのように巡っているか、どちらを先に周遊しているのか等）
- ⑨ その他、より効果的な調査とするための追加提案調査項目 等

エ 調査対象時期、調査対象者、サンプル数等

- ① 調査対象時期
平成30年1月1日～12月31日
- ② 調査対象者
上記4（1）アで設定した調査地点を訪れた観光客（県内・県外）
※就業者、長期宿泊者、高頻度来訪者等は除外する。
- ③ サンプル数
分析全体で9,000サンプル以上とし、可能な限り多く取得すること
※サンプルについては4（1）アの観光スポットに立ち寄った人から、観光目的ではない通過者等を可能な限り除いた観光客のデータを抽出すること。

（2）訪日外国人観光客動態調査

携帯電話の位置情報（GPSデータ）等を活用し、以下のア～エに基づき、観光客の動態調査を実施すること。

ア 調査粒度

本県全体及び35市町村とする。

イ 調査内容

本県全体及び35市町村別の訪日外国人観光客の動態を調査し、業務目的の達成に資する調査、分析をすること。

ウ 調査項目詳細

- ① 来訪者分析（どれだけ訪れているか等）
- ② 属性分析（国籍構成等）
- ③ 宿泊地分析（どこに宿泊しているか等）
- ④ その他、より効果的な調査とするための追加提案調査項目（旅程分析、立寄分

析、国籍別滞在分布分析) 等

エ 調査対象時期、調査対象者、サンプル数等

① 調査対象時期

平成30年上期(4月～9月)を含む過去1年間分以上により実施する。

② 調査対象者

上記4(2)アで設定した調査地点を訪れた外国人観光客

③ サンプル数

3,000サンプル以上とし、可能な限り多く取得すること

※サンプルについては4(2)アに立ち寄った人から、観光目的ではない通過者等を可能な限り除いた観光客のデータを抽出すること。

(3) 研修会の実施

上記4(1)(2)の動態調査結果を活用し、以下ア～エに基づき報告会及びワークショップを実施すること。

ア 報告会内容

① (1)(2)の動態調査結果の報告

イ ワークショップ内容

① ビッグデータ等を活用した観光マーケティング基礎

② ①を踏まえ、動態調査等に基づいた地域等の課題抽出と解決、観光誘客に向けた対策・施策導出に向けたワークショップ

③ その他、より効果的な研修とするための追加提案等

ウ 実施回数

1回以上とする。

エ 想定される研修参加者

群馬県内の各市町村観光担当課担当者、観光協会職員、観光関連施設職員等

5 成果品の作成

(1) 報告書

上記4(1)(2)(3)について、各5部作成。A4版、簡易製本。

(2) 電子データ

上記4（1）（2）の電子データ（Microsoft Word・Excel・Power Point版とPDF版とする。）

※可能な限り基礎データをExcelで提供すること。

（3）成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については(公財)群馬県観光物産国際協会及び本調査の委託元である「群馬県」に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

また、本業務委託に係る成果品は公開されるものを前提として作成すること。

6 留意事項

- （1）業務の実施にあたっては、(公財)群馬県観光物産国際協会と十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）業務は、(公財)群馬県観光物産国際協会との調整の中で変更等があり得る。
- （3）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- （4）受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により(公財)群馬県観光物産国際協会の承諾を得たときはこの限りではない。
- （5）事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が(公財)群馬県観光物産国際協会の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は(公財)群馬県観光物産国際協会が負担するものとし、その額は(公財)群馬県観光物産国際協会と受託者で協議して決定する。
- （6）本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、(公財)群馬県観光物産国際協会の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。